

1. 停止する業務の内容

下記期間中は、第三分野商品に関する、保険のご案内と契約（補償の追加を含みます）のお引受けを停止いたします。

(1) 停止の対象となる商品

第三分野商品（所得補償保険、医療保険、がん保険、医療費用保険、介護費用保険、その他疾病または介護をお支払い事由とする商品。ただし、海外旅行保険を除きます。）超保険（総合保険）につきましては、以下の第三分野補償が停止の対象となります。ただし、すでにご加入済の第三分野補償が停止期間中に満期を迎える場合であっても、超保険（総合保険）は自動継続方式となっておりますので、第三分野補償を含め補償は継続されることとなります。

- ・ 疾病定額（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病入院初期保険金、疾病通院保険金、特定疾病診断保険金）
- ・ 人身疾病（人身疾病保険金） ・ 成人病入院特約（成人病入院保険金）
- ・ 女性医療特約（女性入院保険金、形成治療保険金）
- ・ がん特約（診断保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、重度一時金）
- ・ 介護補償（傷害介護保険金、傷害介護一時保険金、疾病介護保険金、疾病介護一時保険金）
- ・ 所得補償（傷害所得補償保険金、疾病所得補償保険金）

(2) 業務を停止する期間

2007年4月2日(月)～2007年7月1日(日)まで

- * 現在ご加入頂いております第三分野商品・補償について、業務停止期間中の事故の受付・ご相談、ならびに保険金のお支払い業務は、通常どおり行っております。
- * 第三分野商品以外の保険商品（自動車保険、火災保険、傷害保険等）および超保険（総合保険）の第三分野以外の補償につきましては、通常どおりの業務（保険のご案内、保険契約・補償の追加のお引受け、事故の受付・ご相談、保険金のお支払い）を行っております。

2. 業務停止期間中のご契約の取扱いについて

(1) 契約内容のご確認：

契約内容の確認をご希望される場合は、お手数ですが、保険証券に記載された弊社営業課支社、または取扱代理店・扱者にご照会いただきますようお願い申し上げます。

(2) 超保険（総合保険）の第三分野補償が業務停止期間中に満期を迎える場合：

前記1(1)で申し上げましたとおり、超保険（総合保険）は自動継続方式となっており、満期更改の手続きは必要ございません。なお、第三分野商品・補償を新たに追加してご契約いただくことはできませんのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

大変ご迷惑をおかけ致しますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

本件に関するお客様からの「お問い合わせ窓口」

フリーダイヤル	0120-490-421
受付時間	平日 午前9:00～午後8:00 土・日・祝日 午前9:00～午後5:00
ホームページ	http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/